

郡上市事業者販売促進応援事業補助金交付要綱

令和 3 年 9 月 2 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 市は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により売上げが減少した事業者が事業継続、売上向上を図るために実施する広告、ホームページ等の新設・改修などにかかる経費の一部、また、感染症対策を店内などで実施するための経費の一部について支援を行い、市内事業者の事業の継続を後押しすることを目的とし、予算の範囲内で郡上市事業者販売促進応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成 1 6 年郡上市規則第 3 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 郡上市内の小規模事業者等で別表第 1 に掲げる対象施設（その営業に必要な許可等を受けたものに限る。）で令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日までに営業実態があること。
- (2) 国、県等から同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) チェーン店又はフランチャイズ店ではないこと。ただし、第 5 条に掲げる項目における対象経費を郡上市内の事業者等で利用する場合は対象とする。
- (4) 別に定める「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の該当項目を全て実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める事業者

(欠格事由)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業者となることができない。

- (1) 暴力団（岐阜県暴力団排除条例（平成 2 2 年岐阜県条例第 5 4 号。次号において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する

暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（対象期間）

第4条 対象となる期間は、令和3年7月1日から令和3年11月30日までに実施し、経費の支払いを完了したものとする。

（対象経費）

第5条 補助金の対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 広告のための経費

ア チラシ作成、新聞折り込み等の経費

イ 地域情報誌等の掲載料

ウ ケーブルテレビ等の広告料

エ 看板等の製作費

(2) ホームページ等の新設・改修のための経費（パソコン等のハード機器の整備は除く。）

(3) 新型コロナウイルス感染症対策のための経費

ア 二酸化炭素濃度計

イ 非接触型体温計（検温システム、サーモカメラを搭載したもの）

(4) 通信販売に係る商品の送料（消費者が負担したものは除く。）

(5) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、1万円以上、20万円を上限とする。この場合において、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業者販売促進応援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 事業計画書兼実施報告書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和3年12月1日から令和3年12月14日までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、事業者販売促進応援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、事業者販売促進応援事業

補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し又は返還）

第9条 市長は、対象事業者が偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に支援金の交付があるときは、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（加算金及び延滞金）

第10条 対象事業者は、第9条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。